

# すこやか

## 政策分野 13 子育て支援

～市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを共に育むまちづくりを進める～

### 基本方針

子どもは、社会のかけがえのない存在である。このため、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を市民生活の隅々まで浸透させ、社会のあらゆる場で子どもたちを共に育む実践行動の輪を広げていく。市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合うしくみづくりを行い、子どもを生み育てる喜びを実感できるまち、子どもたちが「京都で育ってよかったね」といえるまちづくりを進める。

### 現状・課題

少子高齢化や家族規模の縮小、また地域の協力、共同関係の希薄化に伴う家庭や地域の養育能力の低下が懸念される状況が全国的に続いている。一方、京都では、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを育む取組の輪も広がっており、これらと行政の一層の連携・協働を進めることで、より大きな効果が期待される。

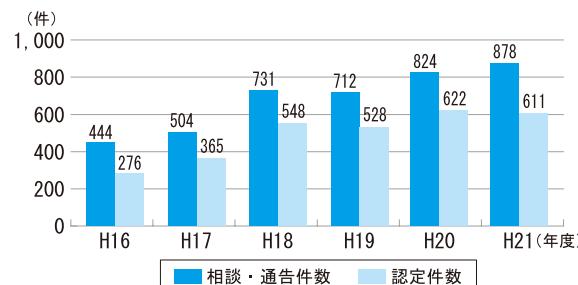
児童虐待の相談・通告件数は、社会的関心が高まるなか、子育てに対する不安・孤立感の増大、また経済状況による貧困等も背景に増加を続け、尊いいのちが失われる事件も全国で相次いでいる。さらに、近年、子どもの発達障害<sup>\*</sup>に関する相談も増加している。

出産の高年齢化、不妊治療や低出生体重児の増加など、妊娠・出産期の母親を取り巻く状況は大きく変化している。妊娠婦のなかには不安や精神的なストレスを感じるひとも少なくない。

依然として父親の子育てへの参加にはさまざまな課題があり、子育ての負担の大部分を母親が担い、就労か育児かの二者択一を迫られる女性も多い。

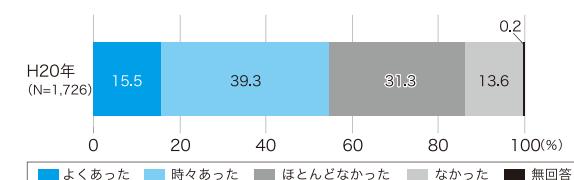
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、企業をはじめ社会全体の理解促進や意識向上とともに、依然として高い保育ニーズへの対応が課題である。

#### 児童虐待については、相談・通告件数、認定件数ともに増加傾向



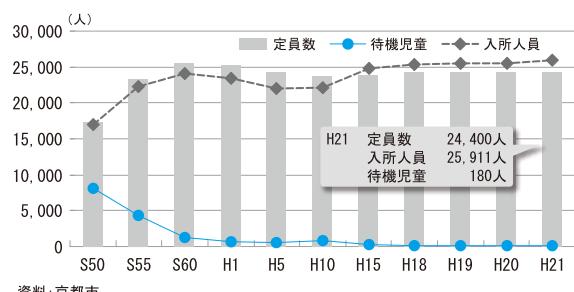
資料: 京都市

#### 妊娠中・出産直後に精神的に落ち込むことやイライラを感じることがあるひとの割合が半数強



資料: 京都市母子保健に関する意識調査(平成20年)

#### 保育所入所児童は近年増加



資料: 京都市

\* 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）など

## みんなでめざす10年後の姿

### 1 地域全体で子どもや子育て親子を見守り、支えている

京都のまちが培ってきた、子どもを何よりも大切にする次世代育成の精神と地域社会の力を生かし、市民相互の子育て支援活動やネットワークの強化を図るとともに、子どもをもつ家庭と地域のひとびとが交流する機会の提供などを通じて、若者から高齢者まで地域全体で子どもや子育て親子を見守り、支えるまちになっている。

### 2 子どものいのちと人権が大切にされている

虐待や疾病・障害等により保護や支援が必要な児童への対応強化を図るとともに、虐待等の未然防止、早期発見に向け、普段から気軽に子育て相談ができる環境づくりや啓発活動を行うことで、子どものいのちと人権が大切にされるまちになっている。

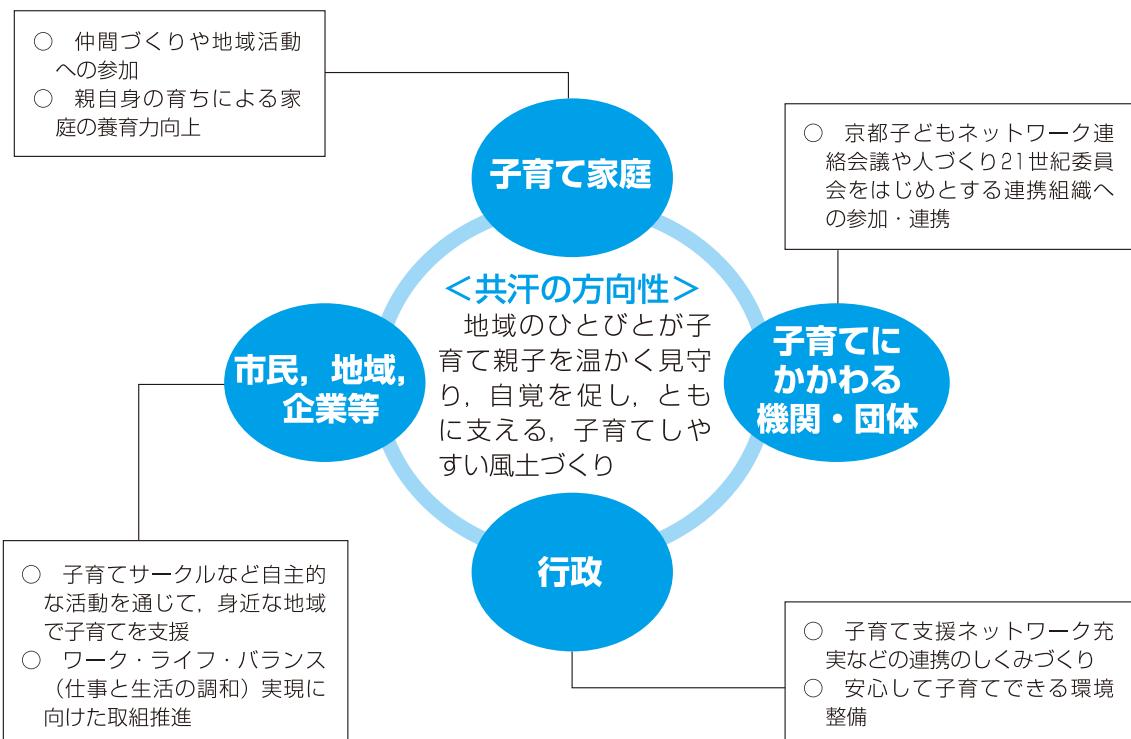
### 3 子どもを安心して生み健やかに育てることができている

妊娠期から出産、育児期まで、母親の心身の健康の保持増進及び父親の育児参加促進を図るとともに、子どもの病気や事故への対応も含め乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安の軽減に向けた支援を充実することで、子どもを安心して生み健やかに育てるこことできるまちになっている。

### 4 仕事と子育てを両立しやすいまち

働き方の見直しや男性の子育てへの参加促進など社会全体の意識が向上し、企業等における取組が積極的に推進されるとともに、多様な保育サービスの提供や放課後の子どもたちの居場所づくりなどの行政施策が充実することで、仕事と子育てを両立しやすいまちになっている。

## 市民と行政の役割分担と共汗



## 推進施策

### 1 市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

#### (1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進

社会の宝である子どもたちを大切に育む憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がるよう、一層の普及促進に取り組む。

#### (2) 子育て支援ネットワークの充実

全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの三層からなる子育て支援のネットワークが、それぞれの取組を有機的で効果的なものにするとともに、ネットワーク間の連携を深め、協働した取組の展開を図る。

### 2 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

#### (1) 児童虐待対策の推進

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応、再発防止を図るため、児童相談所をはじめ、福祉事務所や保健センター、学校など関係行政機関の対応力を強化するとともに、行政と地域が連携して家庭を支援するしくみづくりを進める。

また、子育てへの不安や負担感、孤立感をもつ家庭に対しては、家庭訪問等による状況の把握や支援を行うほか、子育てに関する相談、情報、交流の場の提供など、児童虐待を未然に防止するための取組を充実する。

#### (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもへの支援

親から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちに、安心して生活できる場を提供するとともに、傷ついた心や体を癒し、ひとに対する信頼感や安心感を育て、家庭復帰や社会的自立をめざす。このため、施設等に入所する児童に対しては、できる限り家庭的な環境のなかで養育し、きめ細かなケアの提供に努めるとともに、施設を退所した児童も含め、社会的自立に向けた支援を行う。

#### (3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

障害や疾病のある子どもが可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加していく力を育むため、継続したきめ細かな支援を行う。障害を早期に発見し、早期に専門的支援につなげるため、「気になる」という段階から、保健センター・保育所・幼稚園等と障害のある子どもの専門機関が連携し、子どもと家族にとって身近な場所で、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う。

### 3 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

#### (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

子どもと子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりを進めるため、子育て親子が集い、交流できる場の提供や、市民相互による子育て支援活動の推進、高齢者から子どもたちまで幅広い世代の交流を促進する。また、親としての自覚を促し、家庭の養育力向上を図るため、早い段階からの親となるための準備や、親として学び育つための支援を行う。

さらに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の定着に向け、国や京都府と連携しながら、男女がともに子育てしながら働き続けられる条件整備や、育児休業の取得促進など育児への

男性の参加機会の拡大を進めるとともに、企業や労働者をはじめ、社会全体の理解や合意形成を図るための広報・啓発等に取り組む。

## (2) 子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり

ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の理念に基づき、子育てしやすい生活環境の整備を図る。

家庭・地域・学校・関係機関が一体となり、地域ぐるみで子どもの安心・安全を確保するとともに、防犯、防災、地域福祉など幅広い分野で、地域の総合的な安心安全ネットワークの構築を進める。

## (3) 子育て家庭への経済的支援

子育てに関する手当など国の各種制度の動向に的確に対応するとともに、限られた自治体財源の下、その他の子育て支援施策との総合的バランスを勘案しつつ、子育ての負担軽減を図る。

## (4) 安心して子育てできる保育サービス等の充実

待機児童の解消をめざすとともに、子育て家庭のニーズに対応する多様な保育サービスの一層の充実を図る。また、保育所や幼稚園が地域の子育て支援拠点として、子育て相談や園庭開放等を通じて、地域の子育て家庭への支援に取り組む。

## (5) ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭の自立促進を図るため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保に向けた支援等、総合的な対策を推進する。また、父子家庭に対する情報発信を積極的に行う。

# 4 子どもを安心して生み健やかに育てるこことできるまちづくり

## (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊婦健康診査の定期的な受診等を通じて、妊娠婦の健康意識の向上と合わせて、身近な地域で家庭を見守る体制づくりを推進する。また、妊娠期からの父親の育児参加を促進する。

医療機関と保健センターの連携による支援により虐待の未然防止に取り組むとともに、産後うつ病等によりとくに支援が必要な家庭については、子どもの適切な発育・発達を確保するため、専門的な訪問指導などと合わせて、家事・育児の重点的な支援を行う。

## (2) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援

乳幼児の健康診査の機会を活用し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、発達に支援が必要な子どもの早期発見と適切に療育につなぐ支援の充実を行う。また、みずから施策を利用しない、利用することが困難な家庭を把握し、積極的な働きかけを行う。

## (3) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実

小児救急医療体制の充実を図るとともに、子どもの事故防止や応急手当について、積極的な普及啓発を行う。また、疾病予防に向けた予防活動を推進するほか、地域で生活する障害のある子どもや長期療養児が、安心してくらせるよう、日常生活等の問題に関する相談支援や医療給付を行う。

# 5 子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり

放課後の子どもたちの安心・安全な居場所を確保するため、児童館・学童保育所における取組の充実を図るとともに、その他の放課後児童対策との連携・融合を図る。また、児童館をより地域に開かれた場として、中高生をはじめとする思春期児童の利用の促進や、地域との積極的な連携を図る。

\* ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方

## 政策分野 14 障害者福祉

～障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する～

### 基本方針

障害のあるひとが、自立した生活を営み、また社会のさまざまな分野の活動に参加できるよう、施策の着実な展開を図る。これらの取組を通じて、障害のあるひともないひとも、すべての市民が個人として厚く尊重され、地域社会のなかで、いきいきと活動しながら、相互に認め合い、支え合い、安心してくらせるまちづくりを推進していく。

### 現状・課題

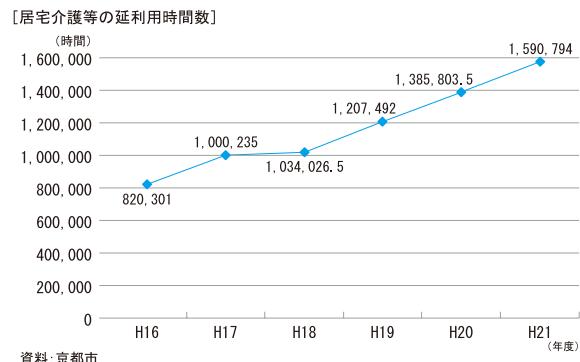
障害者権利条約では、障害のあるひとが障害を理由とする差別を受けることなく、地域社会の一員としてともに生活することを権利として認めており、障害のあるひともないひともお互いに認め合い、ともに地域でくらす社会をつくっていかなければならない。そのためには、幼児期から障害や障害のあるひとに対する理解を育て、広げていく取組が重要である。

障害のあるひとが地域で自立して生活していくことを支援するため、ひとりひとりのニーズに応じたきめ細かなサービス提供が可能となる基盤整備やサービス利用等に当たっての相談支援の充実が求められている。

障害のあるひとが適切な支援を受けながら働くことが当たり前の地域社会をつくることが求められている。しかし、低迷する経済情勢を反映して、障害のあるひとの雇用環境は厳しい。経済情勢に左右されずに、社会の一員として働くことができるしくみをつくることが必要である。

障害のあるひとの外出や社会参加を進めるため、使えるサービスや施設は全体として拡大してきたが、社会参加をさらに促進するためには、これらのサービス等の拡充に加え、物理的なバリアや情報、市民意識などの面での障壁を取り除いていく必要がある。

### サービス利用は大きく拡大し、居宅介護等の延利用時間数は増加傾向



### 法定雇用率（1.8%）は未達成であるが、実雇用率は年々増加



## みんなでめざす10年後の姿

### 1 お互いに認め合い支え合ってともに地域でくらすまちづくりが進んでいる

市民や障害者団体等と協働し、障害や障害のあるひとに対する正しい理解と認識を深めるさまざまな取組を推進するとともに、障害のあるひとの社会参加をより一層進めることにより、障害のあるひともないひとも、すべてのひとが個人として尊重され、学校や職場、地域社会のなかでともにくらし、活動できる、すべてのひとを包み込むインクルーシブなまちづくりが進んでいる。

### 2 障害のあるひとが自立した地域生活を送ることができている

福祉的支援を必要とする障害のあるひとに必要な福祉サービスを十分に提供できる谷間のない制度と体制を整備するとともに、だれもが等しく意思等を伝達・交換できることが保障された状況の下で、必要な情報を提供し、自己選択・自己決定が可能となるよう相談支援の環境を整えることにより、障害のあるひとが自立した地域生活を送ることができるようになっている。

### 3 働く意欲のある障害のあるひとが生きがいをもって働くことができている

国や京都府、経済団体等との協働により、多様な働き方を可能にする支援やライフステージを通じて切れ目のない支援を行うとともに、障害特性やひとりひとりの働く力に応じた職域の開発や合理的配慮<sup>\*</sup>がされた職場環境を整備することにより、働く意欲のある障害のあるひとが、就業から職場定着、さらにはスキルアップやキャリアアップを図ることができ、生きがいをもって働くことができるようになっている。

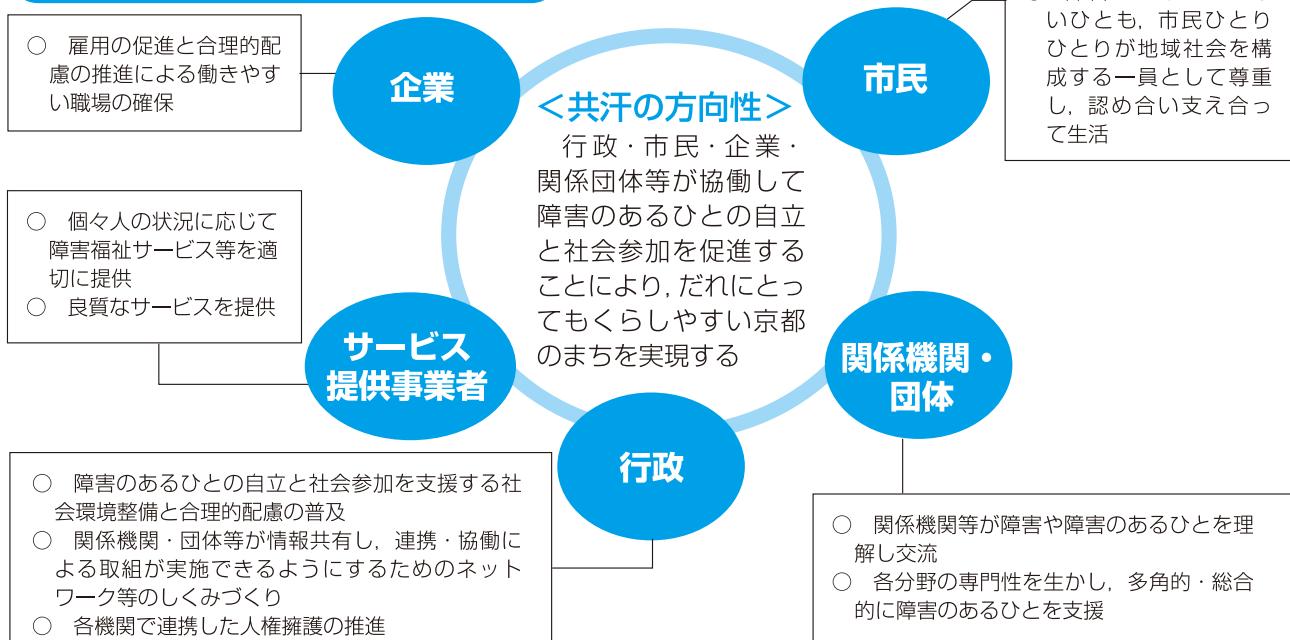
### 4 すべてのひとにとって生活しやすい社会環境の整備が進んでいる

ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の普及・定着に取り組むとともに、京都市、事業者、市民、滞在者など、各主体の自主的な取組へのきっかけづくりを進めることにより、すべてのひとにとって生活しやすいまちづくりやものづくり、情報・サービスの提供が進んでいる。

\* 合理的配慮：障害のあるひともないひとも同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のこと。  
大きな負担がかからない配慮のこと（例　視覚障害者用の点字版の作成、聴覚障害者用の点滅式の火災警報装置の設置など）。

\* ユニバーサルデザイン：製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方

## 市民と行政の役割分担と共済



## 推進施策

### 1 お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり

#### (1) 個人の尊厳を重んじる市民意識の向上と権利擁護の推進

すべての市民が障害や障害のあるひとに対する正しい理解と認識を深め、お互いに個人の尊厳を重んじる市民意識の向上を図ることができるよう、学校教育をはじめ「障害者週間」等のさまざまな機会を利用した啓発及び広報活動を実施するとともに、障害への理解や認識を深める学習機会の拡大など、幅広い教育活動を行う。

また、障害のあるひとも、ひとりの市民として正当な権利が守られ、また主張できる社会でなければならない。このため、判断能力が不十分な障害のあるひとにあっては、個人としての権利利益を守るために権利擁護システムを推進するとともに、適切な役割分担の下で関係行政機関が障害のあるひとの人権擁護に取り組んでいく。

#### (2) 積極的に社会参加できる社会環境づくりの推進

障害のあるひとが生きがいをもって日常生活を送るために、行政をはじめ、地域におけるさまざまな団体などが相互に協働し、スポーツやレクリエーション、文化活動、地域活動などを通じて地域のひとびとと交流するなど、障害のあるひともないひともお互いの生活の質を高めながら、地域のなかで共生できる社会環境づくりを推進する。

#### (3) 情報・コミュニケーション支援と相談支援の強化

障害のあるひとが的確かつ正確に情報を把握できるわかりやすい情報発信を行う。視覚障害・聴覚障害をはじめ、それぞれの障害特性に応じて、的確に情報を得ることができるよう、情報・コミュニケーション支援を強化する。

障害のあるひとが住み慣れた地域で適切な福祉サービスを利用して自立した生活を送れるよう、生活全般にわたる相談から福祉・保健・医療サービスの情報提供や利用援助まで、総合的かつ専門性が確保された相談体制の充実を図る。

## 2 自立した地域生活への移行促進

### (1) 安心して地域でくらすための保健医療の充実

障害のあるひとが地域社会のなかで安心してくらせるよう、障害の原因疾病の発生予防、早期発見・早期治療から、それぞれの障害特性や希望に応じた適切な保健医療サービス、そして社会生活を維持するためのリハビリテーション、さらには障害のあるひとの高齢化への対応まで、ひとりひとりのライフステージに対応した保健医療施策の充実を図る。

とりわけ、保健医療サービスについては、ストレスの多い現代社会におけるこころの健康の保持・増進をはじめ、機能回復訓練・生活訓練、医療費等の公費負担制度による支援など、必要に応じて、身近な地域で専門的なサービスを受けることができる体制の整備を図る。

### (2) 地域生活への支援の拡充

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、障害のあるひとがみずからの選択で地域の一員として安心して生活を営むことができるよう、ヘルパー派遣などの在宅生活を支援するサービスの拡充を図るとともに、グループホーム・ケアホームなどの居住の場や地域で活動できる場の確保に取り組む。

## 3 生きがいをもって働くことができる社会づくり

### (1) 就労支援の推進

障害のあるひとが自己の職業能力を發揮でき、みずから企業等での就労から福祉的な就労まで多様な働き方が選択できるよう、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携し、ライフステージに合わせて途切れのない支援が提供できる環境を整備する。

### (2) 雇用促進の環境づくり

障害のあるひとが適切な支援を受けながら働くことが当たり前の地域社会をめざし、関係機関及び団体等と連携して、障害のあるひと特有の就労の困難さや障害特性に対する合理的配慮に留意しつつ「ともに働く」ことが社会的に普及・定着するよう、企業に対して理解の促進を図る。

## 4 生活しやすい社会環境の整備

すべてのひとが個人として尊重され、その能力を最大限に發揮して社会参加できる環境づくりをめざし、「ものづくり」、「まちづくり」、「情報づくり」、「サービスづくり」の各分野でユニバーサルデザインの推進を図る。

多くのひとが利用する建築物、公共交通機関、道路、公園等を整備する際には、すべてのひとにとってできる限り安心かつ安全で利用しやすいものとなるよう、また、情報提供手段の複数化、利用者の状況に応じたサービスの提供等が促進されるよう、市民、事業者、行政等が各自に主体的な取組を充実させながら継続していく環境づくりを推進する。

## 政策分野 15 地域福祉

～自治・協働により自立を実現し、地域の福祉力をつむぎ、高める～

### 基本方針

住民が主体的に地域福祉活動に取り組むことを通じて、住民自治の機能をさらに高めるとともに、公的な福祉制度・施策を提供する行政や公共的団体が密接に連携しともに実践する協働の取組の展開を図ることにより、地域のなかでひとりひとりが自己決定に基づいて自立した生活を実現する。これらの取組を原動力として「地域の福祉力」をつむぎ、すべての住民の基本的人権が尊重され、だれもがくらしやすい地域の実現をめざす。

### 現状・課題

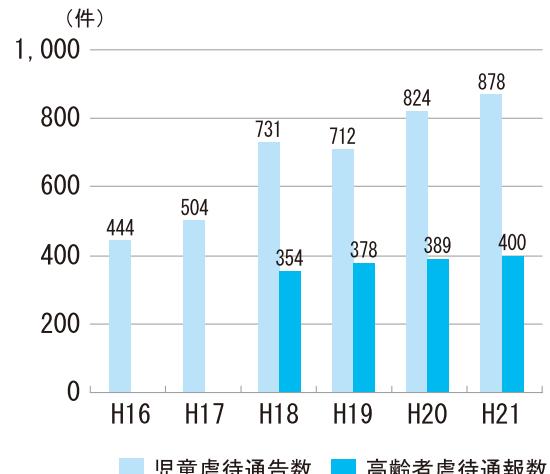
だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域の支え合いの重要性が高まっている。

NPO、ボランティア活動等が拡大してきているが、地域の活動に関心をもたない世帯の増加、住民同士のコミュニケーションや交流の不足の深刻化も指摘されている。これに伴い、たとえば高齢者への声かけやごみ出しの手伝いなど、地域における支え合いの土壌が失われつつある。

増加する児童・高齢者虐待の問題、高齢者や障害のあるひとなどで判断能力が十分でないひとの消費者被害、公的福祉サービスをうまく利用できないひとの問題、災害時の要援護者への対応、孤独死、子育て家庭の孤立など、地域の抱える課題は一層多様化・複雑化しており、公的福祉サービスのみでなく地域住民のかかわりも必要である。

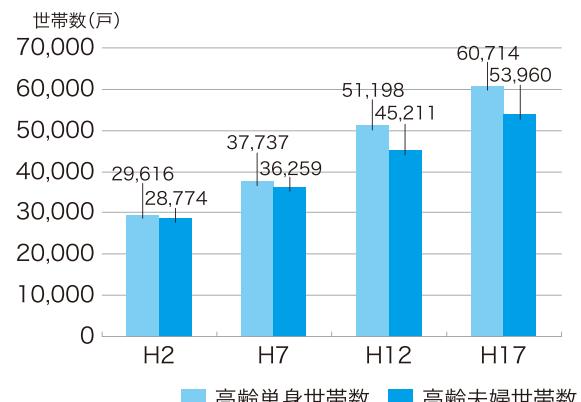
地域福祉活動の担い手が高齢化し、次世代の育成が大きな課題となっている。今後は、幅広い住民参加を得るためのしくみや、地域福祉活動を継続するためのノウハウを共有できる場の設定などの検討が必要である。

児童虐待及び高齢者虐待の通報数が増加傾向



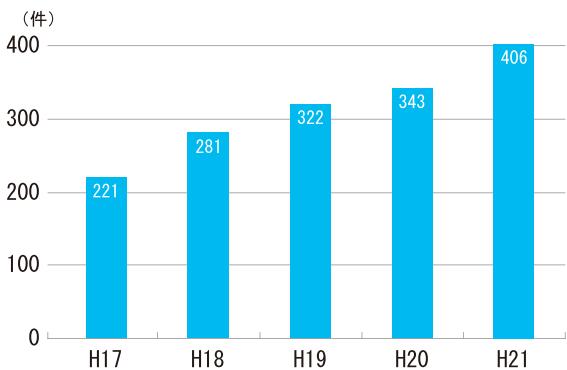
資料：京都市

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数が増加傾向



資料：総務省「国勢調査」

## 地域福祉権利擁護事業の契約件数が増加傾向



資料: 京都市社会福祉協議会

### みんなでめざす10年後の姿

#### 1 社会的に弱い立場にあるひとの尊厳が保たれ、社会の一員として包み支え合っている

すべての市民が、住み慣れた地域でいきいきとくらせるための住みよいまちづくりに協力し、支え合いの意識をもったうえで、認知症のひと、障害のあるひと、ホームレスをはじめとした経済的な困窮状態にあるひとなど、社会的に弱い立場にあるひとの基本的人権が尊重され、個人の尊厳が保たれ、社会の一員として互いに包み支え合っている。

#### 2 地域のつながり・絆が深くなっている

住民・行政の協働で地域のつながり・絆が深くなっている。具体的には、行政が住民主体で実施する住民同士のつながりをつむぐ活動や地域を活性化する活動などについて取り組みやすい環境を築き、地域の活動に関心をもたない世帯、団塊の世代や子育て家庭、障害のあるひと、さまざまな考え方や文化をもつひとも地域福祉活動に参加したり（いわゆる地域デビュー）と、住民だれもが地域にかかわり、つながりを感じることで、「このまちに住んでよかった」と思える地域づくりが進んでいる。

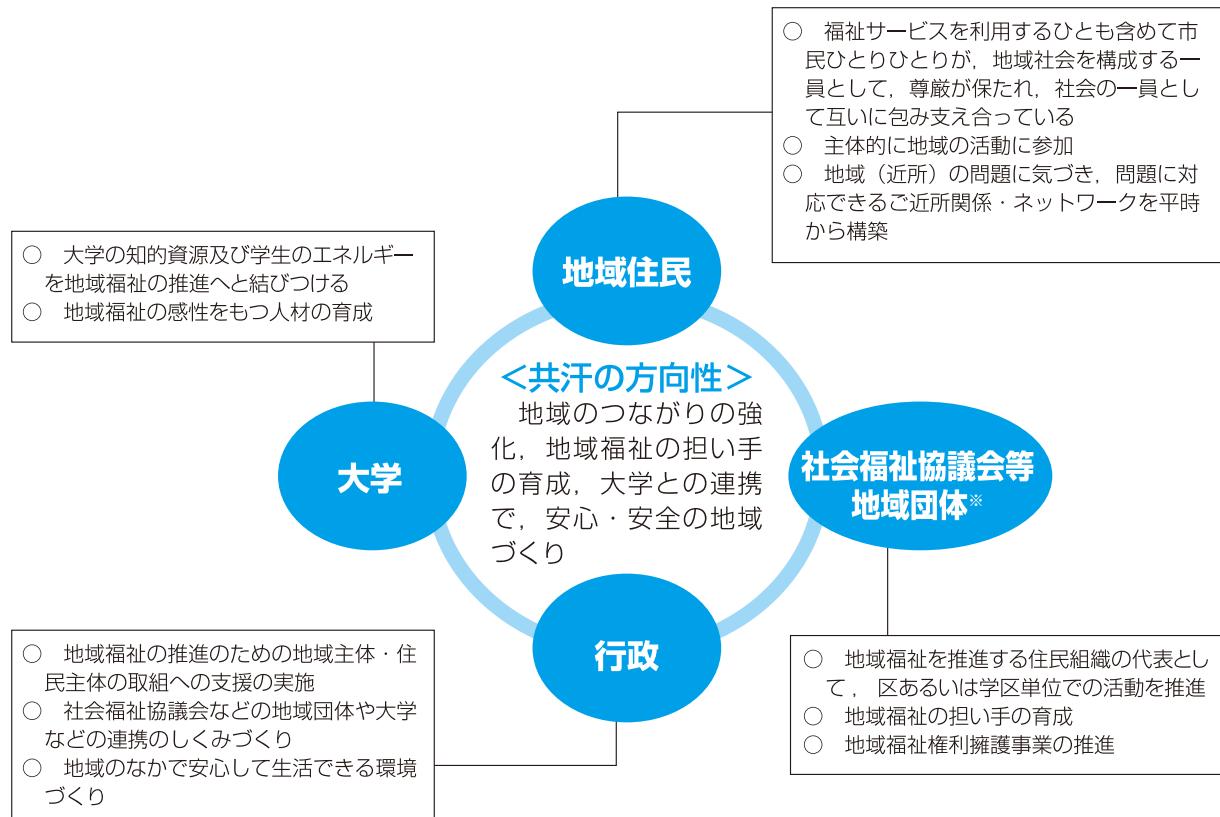
#### 3 地域の特性を生かした支え合いの活動が活発になっている

社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとした、これまで地域福祉活動を推進してきた団体などが、これまでの活動を踏まえ、より一層協働の関係を強め、地域の特性を生かした支え合いの活動が活発になっている。

#### 4 自分たちのまちを自分たちで担っている

地域のつながりをつむぐことで、地域の問題は地域が気付き、地域でできることは地域で対応し、地域でできないことは行政及び専門機関につなぐなど、自分たちのまちを自分たちで担っている。また、そのためにも行政や専門機関が連携して総合的・専門的な対応を行っている。

## 市民と行政の役割分担と共に



\* 地域団体：各種団体、地域包括支援センターなどの専門機関

## 推進施策

### 1 地域の福祉ニーズの把握

#### (1) ネットワークの強化

各区においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各福祉における分野別ネットワークが構築されているが、地域福祉のさらなる推進を図るために、区地域福祉推進委員会がその各々のネットワークがつながる基盤となり、そこで多様な問題を共有し、協働の取組を行う。

#### (2) 福祉サービスの適切な運用

福祉サービスの適切な利用の促進について、地域におけるニーズの掘り起こしをはじめ、総合的な相談支援、見守りを進めるため、福祉事務所や地域における公共的団体・専門機関、ボランティア等によるネットワークを構築・拡充するとともに、福祉事務所の相談支援及び地域支援に関する専門性を強化し、公的責任の確保に努める。

## 2 地域におけるつながりの構築

### (1) 担い手の育成

地域福祉の推進には担い手の確保が不可欠であり、できるだけ多くの市民・住民に地域福祉活動に参加してもらえる機会が求められているため、京都市福祉ボランティアセンター、各区ボランティアセンターと連携し、こうしたきっかけづくりの場を提供する。

### (2) 住民主体の取組の拡大

住民同士のつながりの構築や、活動の担い手づくりに寄与するため、地域課題の解決に向けた住民主体の地域福祉に資する先駆的な取組に対して支援を行う。

また、京都市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会との連携を深めることで、地域における住民活動の把握に努め、活動の充実を図る。

## 3 関係者の連携・協働の推進

### (1) 「大学のまち京都」ならではの地域福祉の展開

「大学のまち京都」ならではの地域福祉を推進するため、地域と大学等の連携を強め、地域住民と学生との協働による取組を展開することで、地域福祉活動の活性化を図るとともに、地域福祉の感性をもつ人材を育成する。

### (2) 住民の権利保障・擁護のしくみづくり

住民の権利保障・擁護のしくみづくりのため、認知症高齢者や知的・精神に障害のあるひとなど、判断能力が十分でないひとが福祉制度を利用する際の支援の充実を図る。

また、地域における社会的孤立・社会的排除を防ぎ、だれもが住み慣れたところでくらし続けることができる地域づくりを進めるため、地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターとの連携強化を図る。

## 4 地域福祉を通じた安心・安全のまちづくり

### (1) 災害時における取組の支援

災害ボランティア活動の中核施設である京都市災害ボランティアセンター及び各区災害ボランティアセンターが災害時において十分に機能が発揮できるよう、運営の主体と連携して効果的なボランティア活動の展開を図るとともに、災害時における要援護者への対策を講じる。

### (2) 円滑な地域福祉活動のための支援

円滑な地域福祉活動のために、福祉分野だけではなく、防犯や防災など、他の地域活動の情報の発信や、利用しやすい環境づくりに努め、活動の「出会いの場、つながりづくりの場」の提供を図る。

# 政策分野 16 高齢者福祉

～「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる～

## 基本方針

いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎え、今後、介護給付費をはじめとした財政需要の増大が想定されるなか、高齢者自身が就労や社会参加を通じた生きがいづくり、健康づくりを進めることにより、活力あるまちづくりを推進する。また、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、介護・医療施設等の整備に取り組むとともに、地域住民参加型の見守りネットワークを構築し、地域全体で高齢者を支えるしくみづくりを推進する。

## 現状・課題

多様な価値観をもった「団塊の世代」をはじめとする元気な高齢者が増加するなか、就労やさまざまな社会活動への参加を通じて自己実現を図れるよう環境整備を進めることによって、明るく活力ある長寿社会を実現していく必要がある。

平成18（2006）年度以降、介護予防重視型システムへの転換が図られ、介護予防の普及啓発に努めてきたところであるが、今後、一層、自主的な介護予防の取組が市民の間で広まることが求められている。

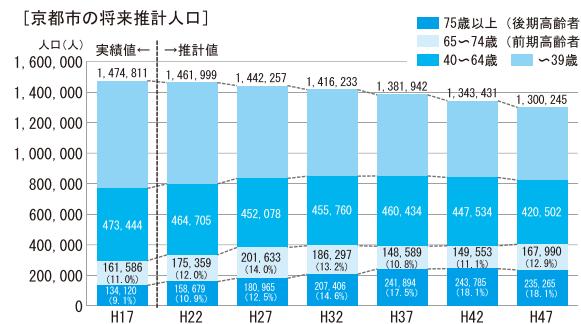
開始10年目を迎えた介護保険制度は、サービス利用が進み、家族の介護の負担の軽減が図られるなど深く市民生活に浸透し、なくてはならない制度に成長した。

今後、約8万人の「団塊の世代」が順次高齢期を迎え、急激に高齢化が進展することに伴い、保険給付費の増大やこれに伴う介護保険料の上昇等が想定される。

住み慣れた地域での高齢者の生活を24時間365日切れ目なく支えられるよう、地域密着型サービスの整備や居宅サービスの充実に努めるとともに、特別養護老人ホームをはじめとする入所施設のニーズに対応していく必要がある。

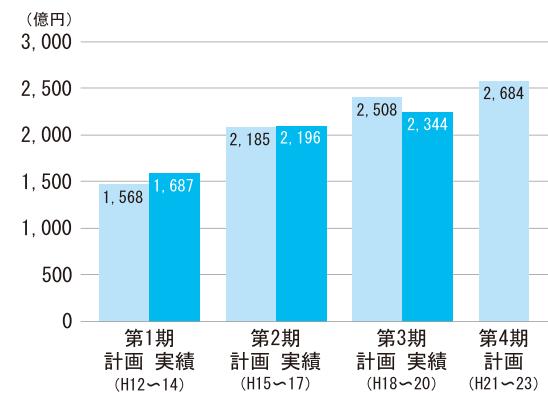
高齢化や家族規模の縮小が進展するなか、地域における自主的な活動と行政の支援とが一体となって、支援を必要とする高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりを進めているが、今後、関係機関の連携により認知症やひとり暮らしの高齢者への対応を一層強化していくことが求められる。

## 高齢化率は年々上昇



資料: 京都市(平成22年3月推計) コーホート要因法による京都市独自推計

## 増加する保険給付費



注 「計画」は「京都市民長寿すこやかプラン」による見込値 (年度)

資料: 京都市

## みんなでめざす10年後の姿

### 1 高齢者の尊厳が保たれ、心身ともに健康で充実した「幸」齢期を送っている

知恵や経験豊かな高齢者を市民が敬う心をもち、世代を越えた支え合いによって、高齢者ひとりひとりが尊厳を保ち、どのような心身の状態にあっても、高齢者自身の決定によって心身ともに健康で充実した「幸」齢期を送ることができている。

### 2 高齢者の知恵や経験、技能を生かすことによって、活力のある長寿社会が実現されている

高齢者がこれまでに培ってきた知恵や経験、技能を就労や社会参加に生かすことや、日常生活のなかでの自主的な介護予防の取組が広がることによって、活力のある長寿社会が実現され、京都に息づく文化が次の世代へと継承されている。

### 3 高齢者を支えるネットワークの構築を進めることによって、安心して生活できている

京都の強みである「自治の精神」を生かし、地域における関係団体等による見守り・福祉活動と、保健福祉サービス、介護・医療施設等との有機的なネットワークの構築を進め、若年性を含む認知症のひとやひとり暮らしの高齢者等が孤立することなく、「地域による見守り」を実感しながら、ひとりひとりが生きがい・やりがいをもって、安心して生活できている。

### 4 介護サービスの充実によって、そのひとらしい豊かな生活を送っている

居宅サービスの充実や、小規模で家庭的な介護拠点施設及び高齢者が住みやすい住環境の整備を推進することと、特別養護老人ホーム等の介護施設を整備することで、満足度の高いサービスを提供し、だれもが住み慣れた地域で社会との関係を保つつつ、そのひとらしい豊かな生活が続けられている。

### 5 介護現場が魅力的な職場となることによって、職員がやりがいをもって活躍している

「大学のまち京都」の特色を生かした、大学等の介護人材の養成機関との連携や、介護職員に対するキャリアアップの取組を進めることによって、介護の現場が魅力ある職場となり、現場で働く職員が、やりがいや使命感をもって、いきいきと活躍できている。

## 市民と行政の役割分担と共汗

- 適切な介護・医療・福祉サービスの提供
- 地域活動等への積極的な参加、地域団体等との連携

### 介護・医療事業者

- 要援護高齢者等のニーズの的確な把握
- 介護・医療施設等の計画的な整備、サービス量の調整
- 高齢者支援のための有機的なネットワーク体制の構築

### 市民

- 多種多様な生きがいづくり・健康づくりの実践
- 自主的な介護予防の取組の推進
- 地域活動等への積極的な参加

### <共汗の方向性>

市民（高齢者）の自主的な取組と行政や介護・医療事業者が提供するサービス、地域団体の活動を結びつける包括的なケアを進め、健康長寿のまちをつくる

### 地域団体\*

- 高齢者の見守り活動や要援護高齢者に対する生活援助サービスの提供
- 地域福祉力の向上

\* 地域団体：NPOや各種団体など

## 推進施策

### 1 高齢者の尊厳を保つ社会の構築

#### (1) 世代を越えて支え合う意識の共有

だれもが知恵や経験豊富な高齢者を敬う心をもつことで、すべての市民が高齢期における豊かな生活を感じることができ、世代を越えて支え合う社会を構築するため、長寿社会への理解と認識を深める取組を推進する。

#### (2) 高齢者に対する権利擁護の推進

高齢者の尊厳が保たれる社会を構築するため、地域包括支援センターと地域住民との一層の連携や、成年後見制度など権利擁護に関する支援体制の充実を図るなど、認知症や高齢者虐待、孤独死などの問題に対して、さらに積極的な対応を行う。

### 2 活力ある長寿社会の実現

#### (1) 高齢者の生きがいづくり及び就労の推進

高齢者のライフスタイル（くらし方、生き方）に応じた生きがいづくり及び就労を推進するために、高齢者の多様性・自主性を尊重しながら、高齢者の知恵や経験、技能を、就労や社会参画など、社会のさまざまな分野に生かす取組を推進する。

## (2) 自主的な介護予防の取組の推進

高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になつても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、日常生活のなかでの自主的な介護予防の取組を通じて、高齢者が主体的に取り組む健康づくりを推進する。

## 3 高齢者を支えるネットワークの推進

### (1) 高齢者を地域で見守るネットワークの推進

高齢者が孤立することなく、「地域による見守り」を実感しながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、京都の強みである「住民自治の精神」を生かした高齢者を支えるネットワークの構築を一層進める。

### (2) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者ができる限り居宅において生活を続けるために、生活上の安心・安全と健康を確保するための多様なサービスを24時間365日身近な地域で提供（これを「地域包括ケアシステム」という。）するとともに、地域包括支援センターと地域住民との連携を一層図っていく。

## 4 介護サービスの充実による豊かな生活の実現

だれもが住み慣れた地域でより満足度の高いサービスを受けられ、そのひとらしい豊かな生活を実現していくために、必要なサービスや施設のニーズを把握したうえで、居宅サービスの充実や、介護施設の整備を進めていく。

## 5 魅力ある介護現場の実現

介護職員がやりがいや使命感をもち、いきいきと働ける魅力ある介護現場の実現のために、大学等の介護人材の養成機関との連携や、キャリアアップの取組を進めることで、介護職員が意欲と誇りをもつて働き続けることができる環境づくりを行う。

また、介護についての社会的認知や社会的評価を向上させるため、関係機関と連携し、介護がやりがいのあるすばらしい仕事であることの普及・啓発を図る。

# 政策分野 17 保健衛生・医療

～いきいきと健やかな「笑顔・健康都市」京都を実現する～

## 基本方針

すべての市民が健やかにくらせるように、市民ひとりひとりが主体的に心身の健康づくりに取り組めるような環境を整えるとともに、健康意識の向上を図る。また、市民の健康を守り支えるため、適切な保健医療サービスが受けられる体制を構築するとともに、健康づくり活動の育成を促す生活環境の整備を行う。さらに感染症等の市民の健康を脅かす危機が生じた際に迅速・的確に対応できる体制を確立する。

## 現状・課題

高齢化の進展に伴い、がん、心疾患等の生活習慣病が増加していることから、市民ひとりひとりが主体となって、京都の優れた食文化や地域コミュニティを生かし、健康的な生活習慣の実践を市民運動として展開していくための環境づくり、ノウハウの提供を行うことが求められる。

京都市民の自殺者数は、平成10（1998）年に年間300人を超えて、その後も300人前後で推移しており、自殺未遂者や自殺の危険が高いひと、自死遺族への支援も含めた総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

医療の高度化や専門化に伴い、質の高い人材の確保が求められている。

保健医療サービスの提供体制の整備や、食品衛生、居住衛生を確保する生活衛生の推進は、行政の基本的な責務として引き続き取り組んでいくことが求められる。

市立病院は、平成21（2009）年の新型インフルエンザ発生当初、市内医療機関受診者の90%を診察し、市民生活全般に大きな影響をもたらす事案に対して、先導的な役割を果たした。

国際化が進展するなかで、輸入感染症、動物由来感染症の発生が懸念される。これまで新型インフルエンザ等さまざまな事案に対応してきた実績を生かし、保健医療関係機関等とともに市民の健康を脅かす事案に対し迅速かつ的確に対応していくことが求められる。

## 京都市民の生活習慣病による死亡率の推移

【生活習慣病による死亡率（人口10万人対）】



資料：厚生労働省「人口動態調査」

## 健康づくりサポーターの活動状況



## 新型インフルエンザ対策に係る訓練



## みんなでめざす10年後の姿

### 1 すべての市民が健康づくりに取り組み、尊厳をもってくらしている

行政や保健医療関係機関等による健康づくりのための環境整備により、すべての市民が、生涯を通じて運動、栄養、休養、禁煙、口腔ケアといった心身の健康づくりを心がけ、自身の状況に応じた健康づくり活動の大切さを実感し、取り組んでいる。その結果、病気の有無にかかわらず、いつまでも尊厳をもって心身ともに明るく質の高いくらしができるまちになっている。

### 2 必要なときに保健医療サービスを利用できる

適切な情報を基に、保健所、保健センター、病院、診療所等の保健医療サービスを必要なときに利用できるまちになっている。

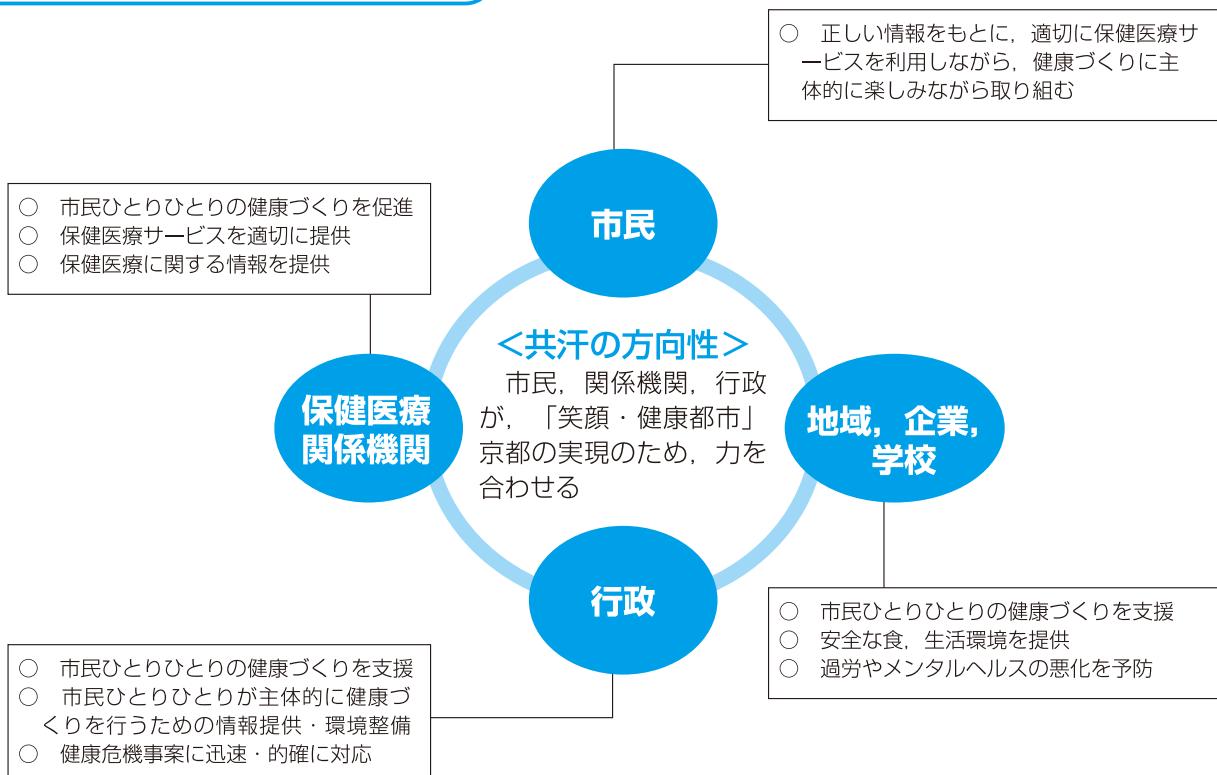
### 3 食や生活環境の安全と安心が確保されている

食や生活環境の安全と安心が確保され、公共的な場所は禁煙が行き届くまちになっている。

### 4 健康危機に対し、市民の安全と安心が確保されている

感染症、食中毒等の健康危機に対し、迅速・的確な対応がなされ、市民の安全と安心が確保されたまちになっている。

## 市民と行政の役割分担と共に



## 推進施策

### 1 市民の健康づくり活動の推進

#### (1) 市民の自主的な身体活動・運動の普及

身体活動・運動を通じて、市民ひとりひとりが主体的に生涯を通じた健康づくりを行っていくよう、市民や保健センター等の行政機関、医療機関等の関係機関、地域、企業が役割分担と協働により取り組んでいく。

#### (2) 生涯を通じた口腔ケアによる健康づくり

市民ひとりひとりが、末永く自分の歯で噛んで食べ、人生を豊かに過ごすことができるとともに、歯と口の健康状態が原因となって起こるさまざまな全身性の病気や症状を予防し、全身の健康づくりをめざすため、幼少期から高齢期まで、生涯を通じた切れ目のないむし歯予防対策と歯周病予防対策を講じる。

#### (3) 健全な食生活の実践と地域が主体となった食育活動による健康づくりの推進

健全な食生活の実践による健康づくりの推進をめざし、市民や学校との協働により地域が主体となった食育活動の展開を図る。また、京都に息づく食文化の豊かさ・すばらしさや自立した健康的な食生活を各家庭に広めていく。

#### (4) こころの健康づくりをはじめとする自殺総合対策の推進

自殺を企図するひとのいのちをひとりでも多く救うため、市民に対し、うつ病等に対する正しい知識の普及を図るとともに、お互いに気付きと見守りができる地域づくりに向けた地域住民への啓発を取り組む。また、かかりつけ医をはじめ、さまざまな相談機関の職員等が自殺のサインに気付いた場合に、適切な専門相談や医療につなげるいのちのセーフティネット（安全網）を構築する一方、自殺未遂者や自殺の危険が高いと考えられるひと及び自死遺族に対しても支援を強化していく。

### 2 保健医療サービスの充実

#### (1) 医療の高度化に対応した専門的な人材の養成・確保

時代のニーズに即した優秀な医療従事者の確保を図るため、医療の高度化に対応した専門的な人材の就学・就職支援を行う。また、看護職については、質の高い看護師の養成と、看護師の定着対策及び復職支援対策等を含めて人材の確保を図っていく。

#### (2) ニーズの多様化・高度化に対応した保健医療サービスの充実

緩和ケアやリハビリテーション等、ニーズが多様化・高度化した保健医療サービスについて、保健・医療・福祉関係者や一般市民の理解を深めながら、充実を図っていく。

#### (3) 市立病院及び市立京北病院による充実した医療サービスの提供

市民の健康の保持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人京都市立病院機構が運営する市立病院及び市立京北病院において、感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等を行う。

### 3 食や生活環境の安全・安心の確保

#### (1) 食の安全・安心の確保

市民や観光客の健康を守るため、「食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、監視・検査のあり方等の中長期的な目標を定めるとともに、衛生管理マニュアルによる自主的な衛生管理を促進するなど、施策の総合的な推進を図る。

#### (2) 衛生的で文化的な生活環境の確保

地域の衛生確保のみならず、長寿社会における高齢者により一層の健康増進を図るため、地域に密着した衛生的で文化的な生活環境を提供している公衆浴場、理容・美容所、クリーニング所等、生活衛生業施設での社会ニーズに合ったサービスの提供とその利用を促進する。

また、家庭動物に関しては、飼育や健康に関する相談、危害防止などの生活環境の保全上の問題に対応するとともに、子どもへの情操教育の場の提供など動物愛護意識の向上の取組を進める。

#### (3) 「たばこの煙完全ガード社会」の構築

市民の健康を守り、たばこによる健康被害を減少させていくため、禁煙教育等の喫煙防止対策を進めるとともに、胎児や子どもたちの受動喫煙防止対策や多数のひとが利用する公共的な場所での受動喫煙防止対策をさらに推進し、たばこを吸わない市民がたばこの煙から完全に守られる「たばこの煙完全ガード社会」の実現をめざす。

### 4 健康危機に対する安全・安心の確保

新型インフルエンザをはじめとする感染症や食中毒等の健康危機事案に対し、引き続き市立病院に中核的な役割を担わせるとともに、市内の医療機関等との連携により、迅速かつ的確な予防と蔓延の防止対策を進める。あわせて、市民や関係団体に対して、健康危機事案の発生状況や予防接種の状況等に係る情報発信を行っていく。また、多くの市民が定期予防接種を受けられるよう接種勧奨を行うとともに、有効性が認められるワクチン接種については、定期接種への位置付けをめざす。

# 政策分野 18 学校教育

～市民ぐるみで子どもたちに「生きる力」を育むまちをつくる～

## 基本方針

いかなる社会情勢にあっても、「ひとりひとりの子どもを徹底的に大切にする」という京都市教育の理念の下、京都で学んだ子どもたちがいのちを大切にし、夢と希望をもって未来を切り拓いていくよう、家庭・地域・大学・産業界・NPOなどの積極的な参画を得て、市民ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育む学校教育を推進する。

## 現状・課題

子どもの育ちの基盤となる幼児教育、小中学校の連携による9年間を通した義務教育、生徒や保護者の多様なニーズにこたえる高校教育、障害のある子どもたちの社会参加と自立をめざした総合育成支援教育において、教職員の熱意あふれる教育実践が展開されている。また、京都市独自の少人数学級や普通教室の冷房化、全校での校内LANの整備など全国トップクラスの教育環境の整備が進んでいる。

また、「地域の子どもは地域で育む」という京都の教育風土と開かれた学校づくりの推進により、学校と家庭・地域が情報、課題、行動、評価を共有し、ともに高め合う、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育が着実に進んでいる。

一方で、学校での学びと家庭生活・社会生活との乖離が危惧されるなか、子どもたちの学びのフィールドを社会全体に広め、体験活動やボランティア活動、スポーツ活動等の充実を図り、好奇心や探究心、学習・運動意欲の向上を図ることが重要である。そのために、学校・家庭・地域が「生きる力」の意味を共有し、ともに子どもを育むことが求められる。

さらに、子どもの自尊感情や規範意識の低下が懸念されるなか、子どもたちが地域を大切にする心や公に資する態度を身につける必要がある。

また、生命の誕生や死など、子どもたちがいのちを感じ、みずからいのちを守る視点に立って、他者を大切にする取組を充実することも必要である。

### 子どもの豊かな学びと育ちに向けて学校運営協議会委員による熱心な議論



### 小学生の長期宿泊・自然体験活動



### 幼稚教育・子育て支援の充実に向けた拠点「こどもみらい館」



## みんなでめざす10年後の姿

### 1 社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育んでいる

コミュニティスクール※の推進など、地域ぐるみで学校教育を推進するしくみづくりを進めることにより、公教育への市民の信頼を高め、充実した教育環境の下で、すべての子どもたちが「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身につけることができるまちとなっている。

### 2 教職員や保護者が子どもたちを中心にしっかり連携できている

教職員、PTA等による校種間の枠を越えた取組をさらに進め、保育所・幼稚園から小学校、中学校、高等学校、総合支援学校が連携し、子どもたちの学びと育ちの連続性の視点に立った一貫した取組を推進するまちとなっている。

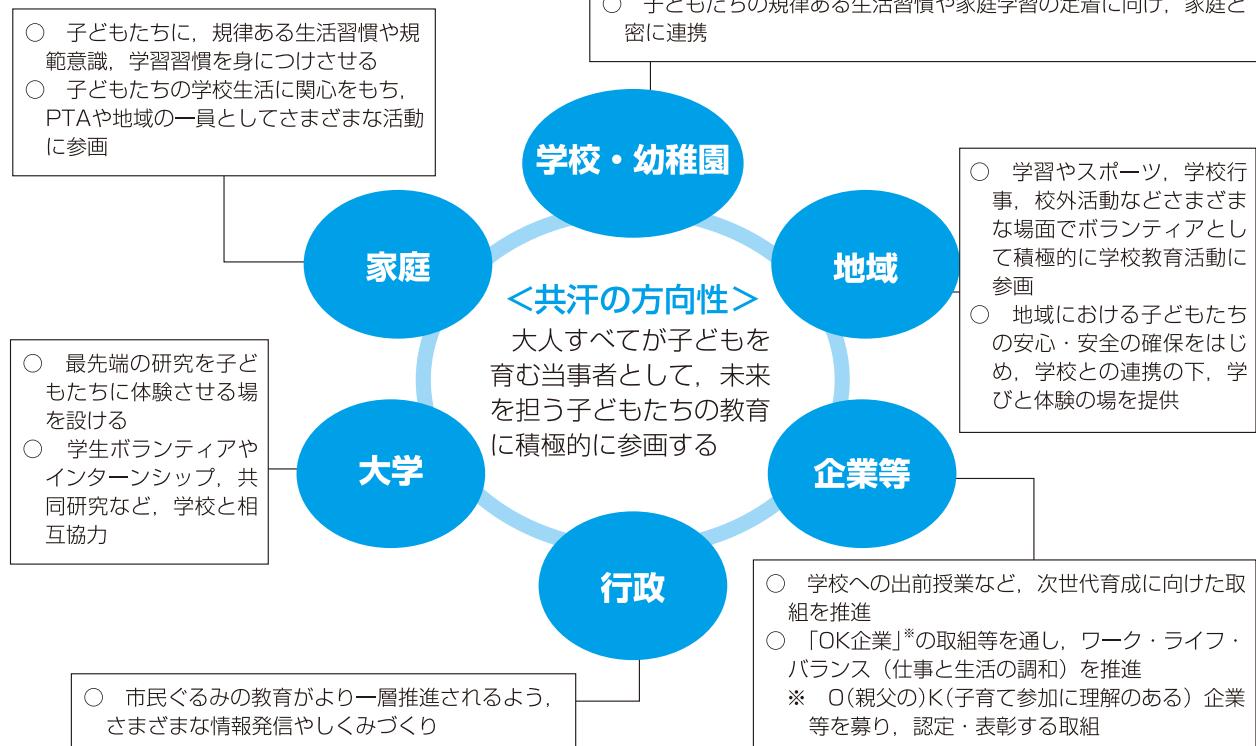
### 3 子どもたちがあらゆる場で学び体験できる社会となっている

学校・家庭・地域・大学・産業界・NPO等の連携の下、すべての大人たちが子どもを育む当事者として行動し、社会全体で子どもたちにさまざまな学びや体験交流の場を提供することにより、子どもたちの「生きる力」を育むことができるまちとなっている。

### 4 京都で学んだ子どもたちがあらゆる場面で活躍している

京都の都市特性や社会資源を最大限に活用し、京都ならではの伝統文化教育や環境教育、食育、生き方探究教育、健康教育等を推進することにより、京都、世界の未来を担う人材を育むことができるまちとなっている。

## 市民と行政の役割分担と共汗



※ コミュニティスクール：保護者や地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を推進する制度

## 推進施策

### 1 市民ぐるみの教育の推進

#### (1) 開かれた学校づくりと地域ぐるみの教育

社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育むため、学校・幼稚園が積極的に情報発信を行い、ボランティアや学校評価、学校運営協議会など保護者・地域のひとびとの学校教育への参画を促進することにより、京都の伝統である地域ぐるみの教育の一層の推進を図る。

#### (2) 大学、産業界、NPO等の幅広い参画を得た学校教育の推進

次世代育成に向け、大学や産業界、NPO等による学校教育への参画を進め、京都ならではの食育や伝統文化教育、生き方探究教育、ものづくり体験学習、健康教育など、子どもたちのさまざまな学びや体験交流の場を充実させる。

また、府市協調の下、市内の子どもたちが通う私立学校・園等の振興に努める。

### 2 子どもたちに「生きる力」を育む教育の推進

#### (1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を図る教育の推進

子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、幼児教育においては幼児の自発的な活動としての「遊び」を通じて、情緒的・知的な発達、社会性の涵養を図り、義務教育9年間については、児童生徒の9年間の育ちにすべての教職員が責任をもつ意識改革と行動改革を行いつつ、小中一貫した「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図る。また、市立高等学校においては、生徒たちが自己のあり方や生き方を考え、ひとりひとりの将来展望に応じた進路を実現できるよう、生徒・保護者・社会のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりに向けた改革をさらに推進する。

#### (2) 規範意識の醸成と人権教育の推進

すべての子どもたちの規範意識を高めるため、あらゆる教育活動において、子どもたちの絆づくりに意図的、計画的に取り組むとともに、家庭・地域・関係機関との連携により、「社会で許されない行為は学校においても断じて許されない」との姿勢で、いじめや暴力等の未然防止に努める。

また、子どもひとりひとりが自尊感情を高めるとともに、いのちを感じ、互いに認め支え合い、ともに生きることの大切さを学ぶことにより、人権文化の息づく社会の構築をめざした人権教育を推進する。

#### (3) 心身の健康と望ましい生活習慣の確立に向けた取組の充実

家庭・地域・関係機関と連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する取組、性に関する教育やエイズ教育、運動やスポーツの実践などを推進することにより、子どもたちが、みずから的心身の健康について考え、早寝早起きや家庭学習、読書など、望ましい生活習慣を実践できるよう指導の充実を図る。

#### (4) 「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの育成

家庭・地域や大学、企業、NPO等との連携により、「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの環境に対する感性を培い、「歩くまち・京都」の実践など、環境保全や環境問題解決に向けて行動する態度を育成するため、すべての教育活動を通して環境に関する学習を展開する。

## (5) 総合育成支援教育の充実

障害者権利条約の理念の実現をめざす国での議論を踏まえ、LD（学習障害）等支援の必要な子どもを含む障害のある子どもたちが、ひとりひとりのニーズに合った教育を受けられるよう、教職員の専門性の向上と学校の組織体制を確立し、個別の指導計画等の作成により必要な支援・指導の充実を図る。また、総合支援学校や育成学級で学ぶ児童生徒と小中学校の児童生徒との交流及び共同学習等をより一層推進し、障害のある子どもへの理解を深め、支援ができる学級集団づくりを進める。さらに、より自立的な社会参加をめざす新たな学習拠点の整備や職業学科の定員拡大等、総合支援学校の教育環境の一層の充実を図る。

## 3 教職員の資質・指導力の向上

### (1) 教員養成から採用、研修まで一貫したシステムの構築

教職員が尊ばれ、多くの学生が高い志と夢や希望をもって教員をめざせるためには、公立学校の教職員が市民の信頼にこたえる必要がある。そのためには、大学・大学院での教員養成課程と学校現場での教育実践との融合、教師をめざす学生等に対して教師として求められる資質や実践的指導力を養成する取組の充実、多様な人材を確保するための特色ある教員採用試験の実施、採用後の研修体系の充実やICT（情報通信技術）を効果的に活用した授業の質の向上等を進め、教職員の資質・指導力の向上を図る。

### (2) 教職員評価システムの実施と評価の活用

全教職員がみずからの課題や改善点を明確にし、資質向上や能力開発を促進するため、教職員評価システムの充実と高い信頼性を確保し、教職員の意欲向上や学校組織のさらなる活性化を推進する。

## 4 新しい学習環境づくり

### (1) 学校施設の環境対応とバリアフリー化

老朽化した学校施設の機能改善などの際に、太陽光発電システムや風力発電システム、屋上緑化や壁面緑化、校庭の芝生化など、環境にやさしい学校施設の整備を進めるとともに、学校施設のバリアフリー化を進めて、児童生徒が障害の有無などにかかわらず、安心して快適に過ごせる学習環境を整備する。

### (2) 自然とふれあえる野外活動の充実

野外活動施設花背山の家を中心とした長期宿泊・自然体験や、海に接することが少ない京都の子どもたちが、海での生活を体験する野外教育センター奥志摩みさきの家での活動などの野外活動の推進を図るため、活動プログラムの多様化や施設環境の充実を図る。

# 政策分野 19 生涯学習

～まち全体をまなびやに 大人も子どもも学び育つまちをつくる～

## 基本方針

「豊かな人生は学びとともにある」という観点から、京都ならではの「地域力」、「文化力」、「人間力」を結集し、まち全体を学びの場とすることで、子ども・若者から高齢者まであらゆる世代の市民だれもが学ぶ喜びを実感し、みずからを磨き高めて、社会を創造していくまちづくりを進める。

また、次代を担う子どもたちを市民ぐるみで健やかに育むために、「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践に向けた取組を市民ぐるみで推進する。

## 現状・課題

大学、博物館、文化財、伝統産業から先端企業などが集積する京都の都市特性と、京都ならではのさまざまなひとつのつながりを生かし、生涯学習施策を総合的・体系的に推進するしくみづくりができている。

各市立図書館や生涯学習総合センターなどの生涯学習機関はもとより、学校が地域の学びの拠点として定着し、市内のあらゆる場での学びと交流が進んでいる。

一方で、子どもから高齢者まで幅広い市民の多様な学習需要の適切な把握と、それに応じた情報の提供や、学習機会の充実などにより、市民の学習の場への一層の参加促進を進める必要がある。

また、家庭や地域の教育力の低下が懸念されるなか、PTAが中核となって、子育て支援や父親の子育て参加、地域活動の活性化など、地域ぐるみで子どもを育む取組が推進されている。今後さらに充実するとともに、子どもを取り巻くさまざまな今日的課題を、社会全体の問題として正しく認識し、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に即して、大人たちがそれぞれの立場で子どもたちの健やかな育ちにかかわる取組を進める必要がある。

### 中央図書館で校外学習中の小学生



### 茶道体験 ～みやこ子ども土曜塾～



### 生涯学習総合センターでの 「ゴールデン・エイジ・アカデミー」



## みんなでめざす10年後の姿

### 1 市民がまちのあらゆる場で学んでいる

行政だけでなく、さまざまな団体が実践している生涯学習の場や情報を有機的に結びつけ、一元的に案内・発信し、社会全体で共有することにより、子ども・若者から子育て世代、高齢者まで、障害の有無にかかわらず、生涯学習の主体である市民ひとりひとりが学習の場をワンストップで選択し、参加できるまちとなっている。

### 2 市民の学びが生かされたまちづくりが進んでいる

学びの成果が仕事や社会活動等に生かされ、相互につながることによって、市民ひとりひとりの学びが京都の未来を創造する原動力となるようなまちとなっている。

### 3 学びが次世代に継承されている

世代間交流の場をあらゆる場面で設けることにより、学びが高齢者、子育て世代、子どもたちへとしっかりとつながっていく「学びの伝承」を実現できるまちとなっている。

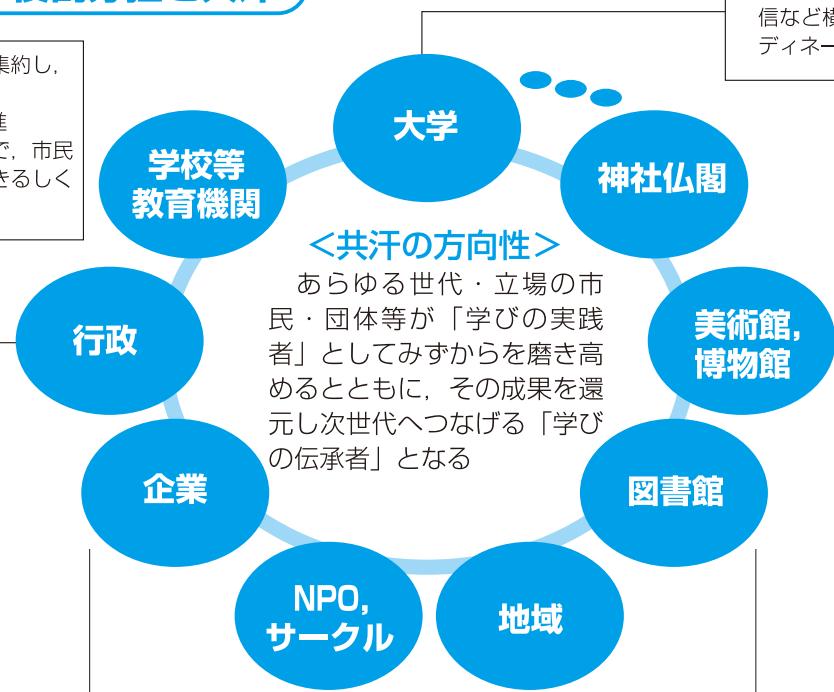
### 4 「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に基づく行動が市民に浸透している

すべての大人たちが「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を意識し、子どもを真ん中に据えた行動をすることで、社会の宝である子どもを市民ぐるみで育むまちとなっている。

## 市民と行政の役割分担と共済

- あらゆる学びの場を集約し、わかりやすく情報発信
- 学びの場の連携を推進
- 市政のあらゆる分野で、市民の学びの成果を還元できるしくみを整備

- 専門的な学びの場を広く提供するとともに、情報発信など横のつながりをコーディネート



- 団体間の横の連携を密にし、学習に関する情報共有や事業等の連携を推進
- 家庭・地域は、構成員みんなが学びを進め、互いの学びを尊重し、それぞれの学びを支え合う

## 推進施策

### 1 市民だれもが参加できる「学びのネットワーク」の拡充

#### (1) ひとりひとりが学び続けるまちづくり

生涯学習の主役である、ひとりひとりの市民が学ぶことの楽しさ、深さ、尊さを実感し、学び続けることによって、みずからを磨き高め、さらに意識や行動、ライフスタイル（くらし方、生き方）を変革させていくことを奨励するようなしくみを構築する。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、ひとりひとりが学ぶゆとりをもち、それぞれが意欲を高めて学びに取り組むことのできるしくみを構築する。

#### (2) 京都ならではの学びの発掘・発信

大学のまち、山紫水明のまち、ものづくり都市、観光都市といった京都の都市特性を最大限に活用しながら、大学や博物館、伝統産業から先端企業、NPO・ボランティア団体などが創出する豊富な学習資源を相互に結びつけ、世界を魅了する刺激的な学びを発掘・発信する。そのため、京都市の全庁横断的な生涯学習推進組織と、幅広い生涯学習関係団体のネットワークとの両輪により、ひと・地域の新しい絆となる「学びのネットワーク」を拡充する。また、多彩な学びの情報の一元化を図り、情報の受け手と送り手をワンストップでつなげるシステムを構築する。

#### (3) 生活のあらゆる場面で役立つ図書館機能の充実

「知りたいとき、困ったときは図書館へ」を合言葉に、市民に最も身近な学びの拠点として、またくらしに潤いを与える、地域を支える情報センターをめざして、インターネット図書検索システムや情報発信等の電子図書館機能をはじめ、図書館機能の充実を図る。とりわけ、子どもの読書活動を推進するため、学校図書館や関係機関とも連携し、児童館・学童保育所や子ども文庫、PTAサークル、書店等も含めた幅広い団体等とも情報を共有しながら、読み聞かせや親子対象の講座等の充実を図る。

#### (4) 学びの拠点としての学校施設をはじめ、多彩な生涯学習機関の活用

学区・地域の拠点である学校施設や区役所・支所などを中心に展開されている地域に根差した学びを活性化させるため、催し情報の発信などの支援を行う。

また、京都市の生涯学習のセンター的役割を担う生涯学習総合センター（京都アスニー）や京都の教育の伝統と町衆の情熱を発信する学校歴史博物館、乳幼児の子育て支援を総合的に推進する子育て支援総合センターこどもみらい館、科学に親しむ風土づくりをめざす青少年科学センターなどが、それぞれの分野での拠点として、関係機関・団体相互の連絡調整・情報共有を図るなど、全市的ネットワーク機能の充実を図る。

### 2 学びが社会に還元されるしくみづくり

#### (1) 学びで進めるまちづくり

「まちづくりは人づくりから」を生涯学習の基本理念とし、ひとりひとりが学びを続けることにより、みずからの地域や社会の課題を認識し、それらの課題の解決に主体的に取り組むまちづくりを進める。

とくに、「団塊の世代」をはじめとする高齢者の豊富な知恵と経験を最大限生かしながら、世代間が互いに学び合うしくみを構築する。

## (2) 学びで深める地域の絆

地域の各種団体と学校運営協議会、PTAやそのOB、おやじの会等とが連携した「学校・学区等を核とした地域コミュニティ」づくりを推進し、地域活動をより一層活性化する。

また、そうした地域コミュニティへの積極的な参画や住民の相互交流をさらに深めるための呼び水として、住民が参加して楽しいと感じられ、子どもから高齢者まで多世代の市民が楽しめるイベント企画等を切り口とした、各地域でのさまざまな学びへの支援を行う。

# 3 子どもを共に育む気運づくり

## (1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進

学びを次代につなげるため、未来を切り拓く子どもたちの学びと育ちを支える。そのため、京都が培ってきたひとづくりの伝統を受け継ぎ、ネットワークの輪をさらに広げながら、「子どもを共に育む京都市民憲章」が子どもを主体とした大人の行動規範として定着することをめざす。

とりわけ、虐待・薬物・児童ポルノをはじめ、子どもたちのいのちを脅かし青少年の健全育成を阻害する課題解決に向けては、各行政機関・市民団体の有機的な連携が何よりも重要である。行政等関係機関が参画するワーキングチームを設置するなど、各団体間の協働関係をより一層強めていく。

## (2) まち全体をまなびやに 大人みんなが先生に

放課後・休日や夏休み等に豊かな学びと育ちを市民ぐるみ・地域ぐるみで支えるさまざまな活動について、京都ならではの多彩な学習資源を最大限活用しながら拡大を図る。具体的には、地域や企業、大学、博物館、神社仏閣、NPOなど幅広い市民が参画して、子どもたちに豊かな学びと育ちの場を創造する市民活動、子どもたちに運動の機会と環境を提供する各道場・スポーツ少年団の活動を振興する。

## (3) すべての家庭にしっかり届ける家庭教育支援

親自身が親としての心構え等を学ぶための「親支援プログラム」については、孤立しがちな子育て中の親が気軽に参加できるよう、保育所・幼稚園・学校さらには保健センター・児童館等あらゆる場所で展開させ、すべての家庭に対して支援策を講じる。

また、中高生等、将来親となる若い世代が、体験活動などを通して、子どもを生み、慈しみ、育てるに感動を覚え、いのちの尊さを感じ、家族の社会的機能・役割とそれを支える地域や社会の重要性を考える機会となる学習のしくみを構築する。